

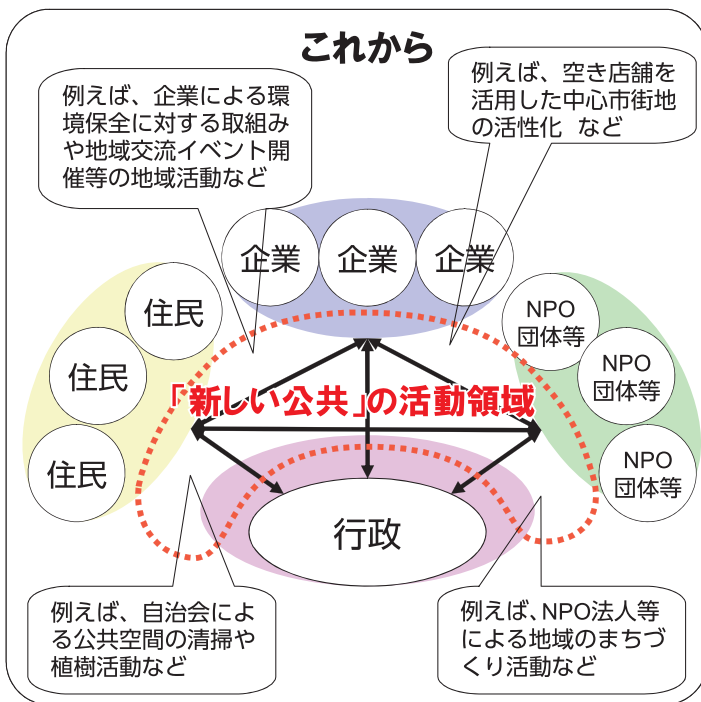
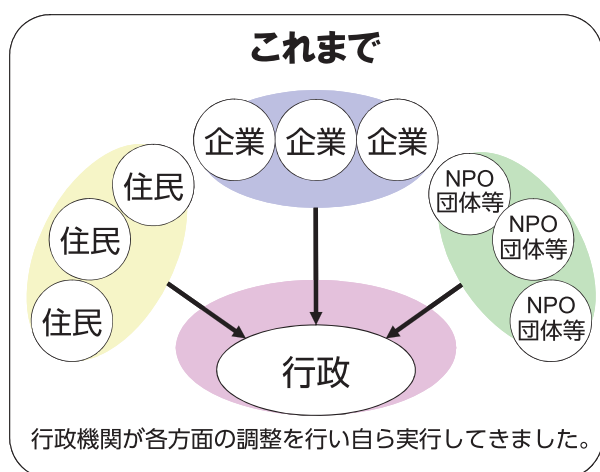
03 公民連携による都市づくりの推進

都市づくりは、従来、主として行政が担ってきましたが、今後は、多様な民間主体もその担い手としてとられ、行政と民間主体の協働により、従来の公の領域に加え、公と私との中間的な領域に活動を広げ、公民連携によるきめ細かな都市づくりを進めることが求められています。

このため、行政が構想や計画の段階から住民参加を求めるなど、公民連携による協議型の都市づくりを推進する一方、住民自らも都市づくりの構想や計画の提案、都市の管理・運営など、積極的に参加していくことがますます期待されています。

「新しい公共」を基軸とした都市づくりの意義

多様な担い手により、公と私との中間的な領域に活動を拡充した「新しい公共」の概念をもとに都市づくりを進めていくことは、社会貢献を通じた自己実現、地域への誇りや愛着の醸成、生活の質の向上、地域の活性化、行財政への負担軽減効果など多面的な意義があります。



「新しい公共」を基軸とした都市づくりの活動イメージ

- 従来の公の領域で行政が担ってきた活動を民間主体が主体的に担う活動
(例：自治会や企業が行う清掃活動等による公共空間の維持・管理)
- 行政も民間主体も担ってこなかった中間的な領域を新たに担う活動
(例：NPO法人等によるまちづくり活動など)
- 従来の私の領域で民間主体が担う活動を、民間主体間や行政等との協働により公共的価値を生む活動
(例：空き店舗を活用した中心市街地の活性化)

都市づくりへの参加支援

県と市町村は、都市づくりへの住民参加を支援するため、都市づくりに関する情報を県民に提供するとともに、都市づくりに参加する住民同士の情報交換の場づくりやそのネットワーク化を支援しています。

また、土地所有者、NPO等による都市計画提案制度など、都市づくりへの参加に有効な都市計画制度の普及・定着を図っています。さらに、住民ニーズの多様化に応じ、施設の管理運営などへの住民参加や、都市づくりに関する各種の専門家や都市づくりのNPO育成などに取り組んでいます。

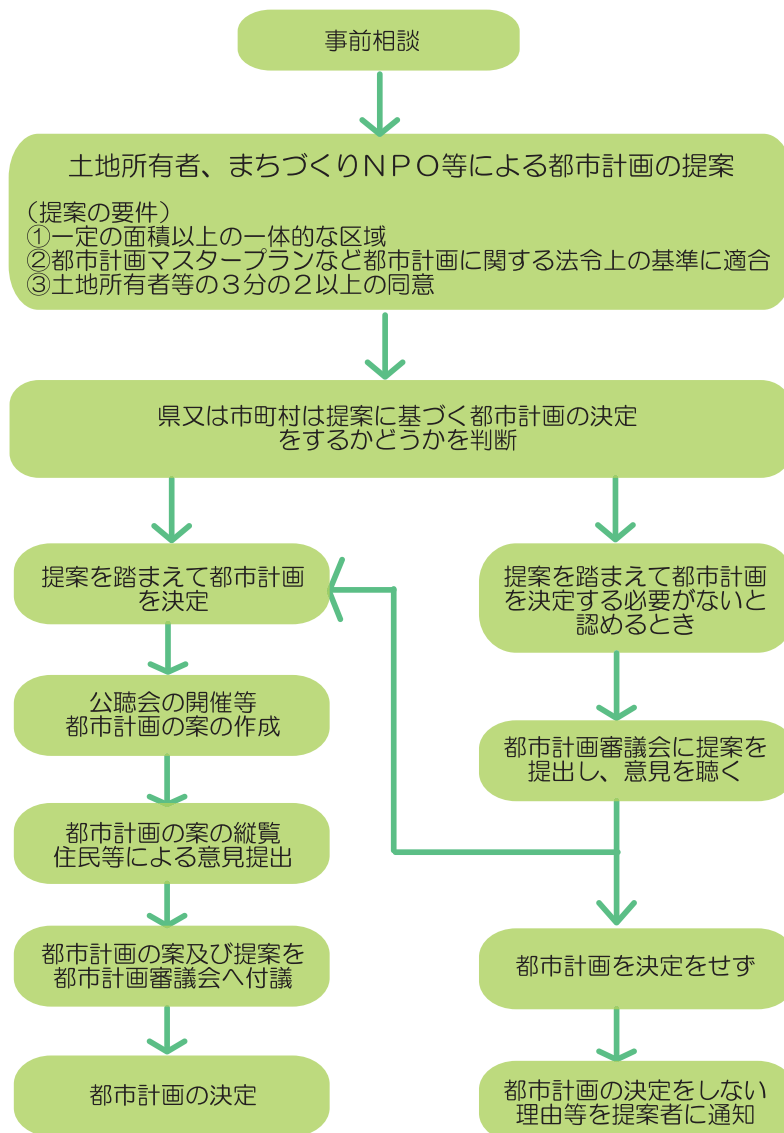
都市計画の提案制度

2002（平成 14）年度の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定にともない、住民等による自主的なまちづくりの推進や、民間による都市再生の推進を図るための「都市計画提案制度」が創設されました。これは、土地所有者やまちづくりNPOあるいは民間事業者等が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度です。

提案できる都市計画

県および市町村が定める都市計画のうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」並びに「都市計画再開発方針等」を除く都市計画について提案することができます。

提案手続きの流れ



事例1 エリアマネジメント型まちづくり

まちの魅力や価値の向上を図るため、地元組織、民間事業者及び市民等が主体となって議論・活動を行うことにより、「エリアマネジメント型のまちづくり」を目指して取り組んでいます。

エキサイトよこはまエリアマネジメント協議会は、横浜駅周辺地区のエリアマネジメントを担う組織として、民間相互又は民間と行政等の複数の主体の連携・協働を通して、災害安全性の実現、国際交流都市の実現及び国際競争力の強化、都市間共創への対応等による横浜駅周辺地区の新たな価値を創出するとともに、魅力ある横浜の実現を目指し、まちづくり活動を行います。

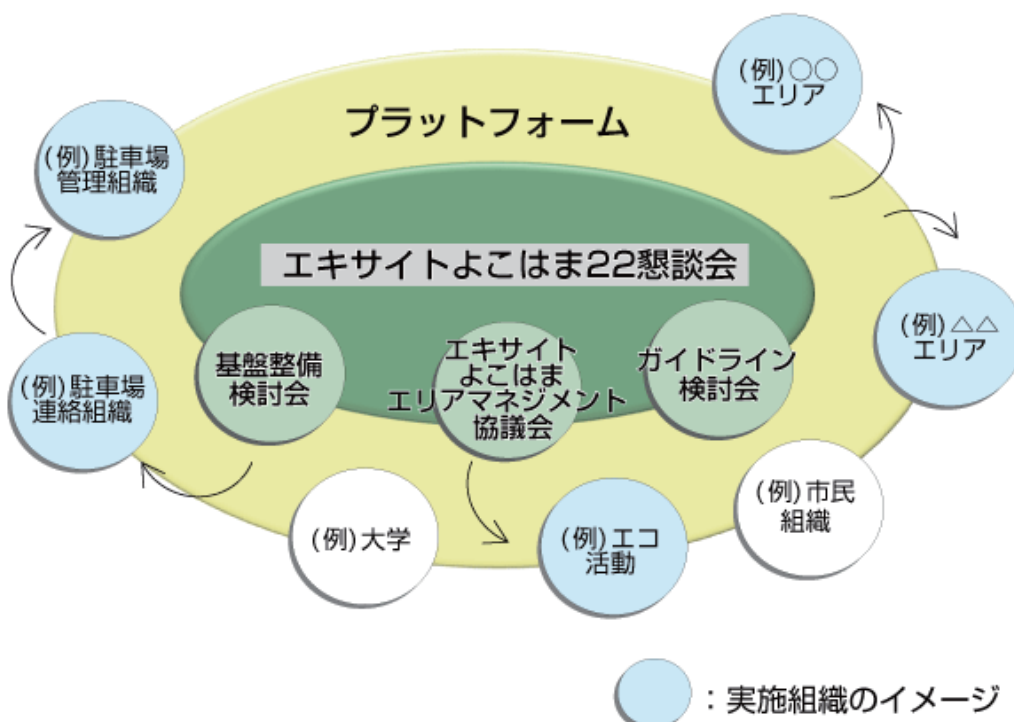
具体的には、横浜駅周辺地区のまちづくりに関する情報共有や意見交換をはじめ、まちづくり活動の検討、企画、実施及び検証を行うとともに、組織の将来的な経済的自立に向けて、検討を進めます。



放置自転車対策啓発活動



安全安心パトロール

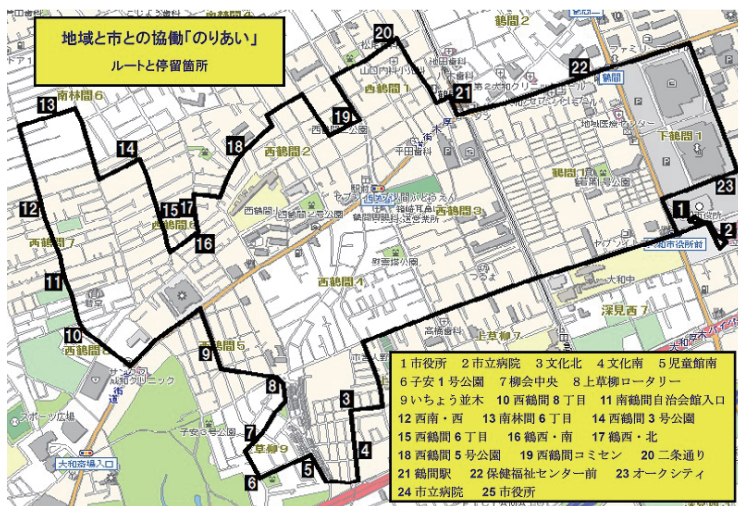


横浜都市整備局HPより

事例 2 地域乗合交通創出支援事業

【事業概要】

大和市内には、交通の利便性向上を促進すべき地域が存在しています。路線バスやコミュニティバスなどが導入できない地域においては、地域住民が主体となって移動手段の創出に取り組み、外出機会の創出した地域コミュニティの活性化が図られるような支援を行っています。



【取組内容】

9自治会（約2,400世帯）の地域住民が中心となって組織する「地域と市との協働“のりあい”」が、10人乗りのワゴン車（運転者、添乗者、利用者8人乗り）を使い、地域と鉄道駅や商業施設などを結び移動手段の提供をはじめ、コミュニティ活性化に資する地域活動を行っています。

組織の運営に係る経費は、9自治会に属する各世帯からの協力金と、個人による賛同支援金、企業からの協賛金、バザーなどの収益で賄っています。市の支援は「大和市地域乗合交通創出支援事業要綱」に定める車両の確保と広報活動を行っています。

【ルート・運行スケジュール】

- ・平日のみ活動
- ・1周約9キロの周回コース
- ・1日18周（午前12周、午後6周）
- ・乗降場所は23か所

大和市HPより

事例 3 都市計画提案による周辺の居住環境との調和

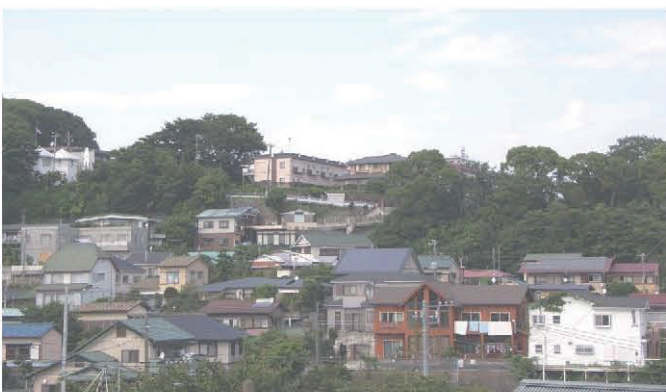
城山三丁目地区では、小田原城址の至近距離に小田原城天守閣の高さを越える高層マンション建設の計画に対する紛争が発生しました。

このことを契機に、良好な住環境に関する地区住民の話し合いが行われるようになりました。

そして、平成18年7月に地区住民の方から地権者の3分の2以上の同意書を添えて地区計画の決定の提案が提出されました。市では、それを受け、都市計画決定の手続きを進め、提案制度による地区計画を平成19年に決定いたしました。

その後、城山三丁目地区地区計画の区域に隣接し、当地区と同様な土地利用形態を成す百段坂周辺地区において、街づくりの機運が高まり、住民の主体的な取組により街づくりの方向が示され、当該地区計画を拡大する提案が、地域住民の合意に基づきなされました。

市では、それを受け都市計画変更の手続きを進め、平成24年11月に城山三丁目地区地区計画の区域を拡大する都市計画を変更しました。



城山三丁目地区地区計画の概要

地区面積	約27ha
建物の用途	戸建て住宅、公益上必要な建築物など
敷地面積	最低限度 150m
建物の高さ	最高限度 10m
壁面の位置	道路の境界線から1m移譲後退
色彩	小田原市景観計画の小田原城周辺地区と同様
垣または柵等	生垣を基本とし、竹垣、板塀またはフェンス等透視可能な構造

小田原市HPより